

## 児童扶養手当と調整する 障害基礎年金等の範囲が変わります

子育て支援課 ☎(55)71118

ひとり親などの方へ支給している児童扶養手当について、これまで障害基礎年金などを受給している方は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分以降は、児童扶養手当の額が障害年金の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

## 【支給制限に関する所得の算定】

令和3年3月分以降の手当は、児童扶養手当支給対象者の方で障害基礎年金などを受給している場合、支給制限に関する所得に、障害年金などの非課税公的年金の額が含まれます。

## 【申請手続き】

すでに児童扶養手当の認定を受けている方は、申請手続きは必要ありません。

児童扶養手当の認定を受けていない方は、申請手続きが必要です。該当する方は、子育て支援課へご相談ください。

障害基礎年金などを受給し、令和3年3月1日時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている場合は、令和3年6月30日(水)までに申請をすれば、令和3年3月分から手当を受給できます。

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

問 保険年金課 ☎(55)71119  
高齢福祉課 ☎(55)71116

▼制度内容／1か月にかかった医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」、介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が申請により支給されます。

これに加え、1年間に医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準額(別表参照)を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

## (別表)

所得区分	後期+介護	医療保険+介護(70歳以上)	所得区分	医療保険+介護(70歳未満)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円	212万円	ア (901万円超)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円	141万円	イ (600万円超 901万円以下)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円	67万円	ウ (210万円超 600万円以下)	67万円
一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円	エ (210万円以下)	60万円
低所得Ⅱ	31万円	31万円	オ (住民税非課 税世帯)	34万円
低所得Ⅰ	19万円	19万円		

## ▼支給条件／

・算定期間 令和元年8月分から令和2年7月分まで

・計算対象 令和2年7月末時点で加入している医療保険(こ)に計算します。

## ・計算対象になる自己負担額

「高額療養費」・「高額介護サービス費」の対象となる自己負担額です。(すでに「高額療養費」・「高額介護サービス費」として支給があった場合は、支給額を差し引いた金額が計算対象)

※医療保険・介護保険ともに、計算対象となる自己負担額があることが必要(例えば、国民健康保険の方で介護認定を受けている方がいない場合はこの制度の対象とはなりません。)

※計算対象の金額が基準額(別表)から500円を超えない場合は支給されません。

## ▼申請手続／

【愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら、申請してください。

## ▼必要書類／

・健康保険証(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)・自己負担額証明書(算定期間内で医療保険者・介護保険者に変更になった場合必要。ご不明の場合は、お問い合わせください。)

・印鑑、振込先通帳

・通知カードまたはマイナンバーカードなど(個人番号確認のため)

▼申請先／保険年金課または各支所  
【被用者保険(会社の保険)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方】

申請先、申請方法は、令和2年7月末にご加入の医療保険者(会社など)へお問い合わせください。

## 有害鳥獣駆除を実施します

問 産業振興課 ☎(55)71228

鳥獣による農作物への被害を減らすため、市内全域で鳥獣駆除を実施します。駆除は、猟友会の有資格者が銃器(散弾銃・空気銃)を使用して行います。細心の注意を払い安全確保に努めますので、ご理解ください。

## ▼実施日時／3月の毎週火曜日

午前9時〜午後5時

## ▼実施場所／市内全域

## 泥つき走行はやめましょう

問 土木課 ☎(55)71225

耕運機・田植機・トラクターなどの農作業機械で田畑から一般道路を走行されるときに、機械に付いた土を道路に落とすままにされていることが見受けられます。それが原因で、一般車両が走行するのに支障をきたしたり、汚れたりしてしまつなどの苦情が寄せられています。

農作業機械を道路上で走行させるときは、田畑・畦道などで十分に泥土を落としてから走行しましょう。